

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、4月2日に開催された第10回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、児童生徒等の感染及び感染拡大を防止するため、私立学校園における4月始業日以降の臨時休業等について、下記のとおり要請することといたしますので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、大阪府教育委員会が府立学校長、准校長あて発出した通知文書及び臨時休業期間中の登校に係るガイドライン等関係資料を添付いたしますので、貴学校園における対応の参考としてください。

また、既に送付しておりますが、令和2年4月1日付けの文部科学事務次官通知につきましても、併せてお送りします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 4月始業日から5月6日までの間、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。

- ・ 臨時休業期間中は、原則として児童生徒の活動を停止してください。
- ・ ただし、入学式や入学のための説明会等を実施する場合は、感染防止策を講じ、必要最小限な規模としてください。

2 1の臨時休業期間において、登校日を設定してください。（ただし、幼稚園を除く）

- ・ 別紙「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」を参考にご対応ください。

3 臨時休業の間、小学校3年生以下の児童・園児のうち、ひとり親家庭や共働き家庭等、保護者の事情により自宅でひとりになる子どもについては、これまでと同様、居場所の確保等に可能な限り配慮いただきますようお願いいたします。

4 その他

大阪府私学監から皆様へのメッセージと府立学校児童・生徒等あての大阪府教育長メッセージを添付していますので、ご確認ください。

なお、臨時休業の状況について報告をお願いすることとしております。後日、報告様式をお示ししますので、案内に従って報告をお願いいたします。

5月7日以降の府立学校等の学校再開についての考え方は、4月中を目途に改めて示される予定です。

【添付文書】

- (1) 府立学校における臨時休業等の措置について（通知）
- (2) 大阪府私学監から私立学校・園設置者の皆様へのメッセージ
- (3) 大阪府教育長から府立学校等の児童・生徒等、保護者及び学校関係者へのメッセージ
- (4) 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン
- (5) 分散登校における感染症対策の基本的な考え方
- (6) 参考資料「けんこうかんさつカード」
- (7) 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン Q&A
- (8) 校舎等の消毒について
- (9) 第 10 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
- (10) 令和 2 年 4 月 1 日付 2 文科初第 3 号文部科学事務次官通知「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4858）

総務・専各振興グループ

貞末、江藤（       "       内線 4862）

幼稚園振興グループ

中村、成相（       "       内線 4816）